

議事録

第 25 回 定 例 総 会

令和 7 年 8 月 8 日

太田市農業委員会 25回定例総会議事録

開会日時	令和7年8月8日 (金) 午後2時					
閉会日時	令和7年8月8日 (金) 午後2時50分					
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室 (2階)					
出席委員 (17人)	1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫 9 津久井準一郎 10 木村 克巳 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江 14 内田 達夫 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 19 片亀 昌子					
欠席委員 (2人)	5 太田 安弘 18 永井 幸二					
出席職員 (9人)	毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理 町田主任 須永主任 永井主事補 堀越主任専門員					
会議に付 した事項	議案第1号 農地法許可取消願について (会長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長) 議案第6号 令和8年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見 書の決定について (会長)					
報告事項	報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出につ いて 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ いて					

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第25回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願ひします。

事 務 局 本日の定足数については、出席委員17名、欠席委員2名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、19番 片亀昌子委員 と 1番 長谷川耕一委員 のお二人にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が2件ございます。
議案書15ページ、議案第5号の提出案件数ですが、1件8月6日付で取下げになりましたので、16件に訂正をお願いいたします。また、その案件が16ページの6番になりますので、この案件につきましては、取下げということでお願いいたします。

5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を
求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局

議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てに1件提出さ
れております。

1番、新田小金井町の土地について、一般住宅用地として許可を得ま
したが、諸事情により計画がとん挫したため、当該許可を取り消すも
のです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い
します。

番号1番について、第5地区協議会より報告願います。

9番 委 員

番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結
果を第5地区協議会から報告いたします。議案第1号の1番、農地法
許可取消調査願についての案件であります。これは令和6年3月11日
に申請がありまして、同年4月9日に許可となった売買案件であります。
許可後、諸般の事情により当該許可の取消願が提出されたので調
査しましたところ、取消しに支障はなく、問題ないものと判断し、許可
取消相当と議決しました。

再度、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、これは議案第5号の13番に関する案件であります。よろしくお
願いします。

議 長

ただいま第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
意見、質問等はございますか。

なし。

委 員
議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は39件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数39件について、朗読し詳細に説明する。

- 1番 脇屋町の土地 畑 30 m²、農地内に道路敷地が残されており、農地として譲受けたい。
- 2番 脇屋町の土地 田 63 m²、農地内に道路敷地が残されており、農地として譲受けたい。
- 3番 東今泉町の土地 畑 606 m² 外2筆 計1,488 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 4番 矢田堀町の土地 畑 462 m² 外1筆 計680 m²、自宅に隣接する農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 5番 吉沢町の土地 畑 1,071 m²、農地を譲受け、周辺農地と一体的にスギ苗栽培をしたい。
- 6番 吉沢町の土地 畑 675 m² 外2筆 計1,312 m²、農地を譲受け、周辺農地と一体的にスギ苗栽培をしたい。
- 7番 強戸町の土地 田 682 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 8番 強戸町の土地 田 3,082 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 9番 阿久津町の土地 畑 1,189 m² 外1筆 計2,775 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 10番 阿久津町の土地 畑 747 m² 外7筆 計7,524 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 11番 阿久津町の土地 畑 998 m² 外2筆 計2,246 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 12番 阿久津町の土地 畑 1,249 m² 外2筆 計2,147 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 13番 阿久津町の土地 畑 998 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

- 14番 阿久津町の土地 畑 998 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 15番 阿久津町の土地 畑 998 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 16番 阿久津町の土地 畑 998 m² 外4筆 計4,973 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 17番 阿久津町の土地 畑 532 m² 外3筆 計2,297 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 18番 阿久津町の土地 畑 978 m² 外1筆 計1,576 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 19番 阿久津町の土地 畑 1,038 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 20番 阿久津町の土地 畑 1,087 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 21番 阿久津町の土地 畑 998 m² 外1筆 計1,695 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 22番 阿久津町の土地 畑 522 m² 外1筆 計720 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 23番 阿久津町の土地 畑 499 m² 外1筆 計816 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 24番 阿久津町の土地 畑 1,299 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 25番 阿久津町の土地 畑 998 m² 外1筆 計1,536 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 26番 阿久津町の土地 畑 697 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 27番 阿久津町の土地 畑 595 m² 外1筆 計1,071 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 28番 阿久津町の土地 畑 598 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 29番 阿久津町の土地 畑 399 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 30番 阿久津町の土地 畑 2,198 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 31番 阿久津町の土地 畑 363 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

- 32 番 阿久津町の土地 畑 499 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 33 番 阿久津町の土地 畑 598 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 34 番 阿久津町の土地 畑 357 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 35 番 阿久津町の土地 畑 998 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 36 番 阿久津町の土地 畑 1,038 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 37 番 前島町の土地 畑 217 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 38 番 新田中江田町の土地 田 1,010 m² 外1筆 計1,955 m²、営農型太陽光を設置するため、区分地上権を設定したい。
- 39 番 大原町の土地 畑 30 m²、土地改良事業で埋設した地下工作物があるので区分地上権を設定したい。

なお、1番から37番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。38番は、営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定です。また、39番は、既に埋設済みの配水管に係る区分地上権設定となります。いずれも農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上提案いたします。処分の決定をお願いします。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
- なお、番号38番及び39番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に関わる営農条件に支障が生ずるおそれがなく、かつ当該の事業における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。
- また、番号38番については、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。
- それでは、番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意

見結果を報告願います。

7番 委員

番号1番、2番について7番が報告します。農地内に道路敷地が残されており、農地として譲り受けたい。農地の払下げに伴い、申請地を譲り渡したい。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査をした結果を報告します。現地を確認したところ、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号3番から8番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号7番及び8番については第3地区協議会も関係ありますので併せて報告願います。

3番 委員

番号3番から8番まで報告いたします。

3番の●●さんの自宅に伺って農機具の確認をしましたが、農機具を所有しています。●●さんの畑の買付のところもきれいな農地なので問題ないと思います。●●さんも農地を所有しており、隣接地なものですから、畑もきれいな状態で耕作されております。

5番、6番の●●●さんという方は●●●●●のオーナーさんなんですけれども、●●●●●の近辺の耕作放棄地になっているところを買い上げて杉苗を植えるという計画です。現地を確認したところ耕作放棄地で買ってもらったほうがいいなというような場所でした。

7番、8番は、先ほど3番で出ました●●さんで、農地は所有しております。現場のほうは強戸地区の報告をお願いします。

番号7番、8番の農地性について報告いたします。

7番については、草が結構、1mぐらいあったんですけども、農地性については問題はないと思います。

6番 委員

8番については、現在水稻が作付されており管理もされていますので、農地性について何ら問題ないものと、以上報告いたします。

3番 委員 3番から8番まで、第2地区では許可相当と意見決定しました。
再度の審議をお願いします。以上です。

議長 ただいま第2地区協議会より番号3番から8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手 全員) 今昌賛成でありますので、乗呑3乗から8乗を許可しすることに決定

上級実況アドバイザーとして、審査の審査員として活動いたします。

議長 続いて、番号9番から37番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番 委員 番号9番から37番について報告いたします。農地を譲り受け、経営規模の拡大を図り、長く農業に従事したいということで農地を買付いたしております。譲渡人は、高齢によりとか、相続をしたもの農業をしていないということが理由になっております。

9番から37番までは同一のような理由で売買しております。

第4地区では協議した結果、問題ないということで意見決定いたしました。再度、審議をよろしくお願いします。

議長 ただいま第4地区協議会より番号9番から37番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。

ちょっと教えていただきたいんですが、阿久津は2つありますよね。
大きいほうの阿久津ですか。

8番 委員 この阿久津は、尾島1丁目ではなくて、2つ上のほうの阿久津になります。だから、利根川近辺ですね。

- 8番 委員 この議案の案件に対しては、●●●●●●●●●●は小麦を作付するという話を聞いています。
- 議長 一帯というのは、その2つの会社で大体どの程度ですか。
- 8番 委員 この地区に関しては●●●●●●●●●●で、●●●●●●は一切入っておりません。ちょっと違う地区になっています。
- 議長 ありがとうございます。それでは採決いたします。
- 番号9番から37番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号9番から37番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号39番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番 委員 番号39番について報告いたします。これは、藪塚で土地改良区のかんがい用水が通っておりまして、その上の地上権を設定するものでございます。かんがい用水の保全を図るというもので、地区協議会としては許可相当と判断いたしました。
- 再度のご審議、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま第6地区協議会より番号39番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号39番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号39番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
- 事務局 提出件数は5件です。事務局長より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 吉沢町の土地 386 m² 外6筆 計3,524 m²、農地区分は、「宅

地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由で第二種農地と判断されたものについては、説明を省略させていただきます。

農業用ハウス用地・農業用資材置場用地として転用するものです。

2番 尾島町の土地 1,038 m²、農地区分 第二種、境内地として転用するものです。

3番 新田中江田町の土地 971 m² 外1筆 計1,053 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 新田小金井町の土地 1,023 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

5番 新田反町町の土地 458 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張し転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の提案について地区協議会の結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番 委員 番号1番について、報告いたします。現在、農業用ハウスとして利用しているんですけれども、観光農園として利用したいということで、今度、資材置場を駐車場として利用したいということで申請が出ています。現地を確認したところ、申請どおりに作業が行われていますので問題ないと思います。報告は以上です。

議長 ただいま第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。
委員 なし。

- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 番号2番について、第4地区から報告いたします。
●●●の●●●というお寺なんですけれども、古くから境内に利用していた土地であり、現況に合わせて引き続き利用したいという申請になっております。第4地区では協議した結果、何の支障もないということで許可申請といたしました。
再度、審議よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま第4地区協議会より番号2番について報告がありました
ご意見、ご質問等ござりますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号3番について、第5地区から報告いたします。
2軒の家が建っていて、住宅地の中の2軒の土地が農地のままだということで、もうかなりの年数がたっていまして、始末書も添付されていますので、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
- 9番委員 続きまして、番号4番について、転用目的に農地改良（一時転用）とあります
が、現地では土地改良というよりも地目変更かなという感じもしたんですけども、一応現地のほうを確認しましたら、現在田んぼ

として使用していましたが、田んぼが二分されて、高低差もかなりありまして耕作がしづらいため、かさ上げをして、一面の畑として利用したいとの申請で、現地の周辺は道路と農地であり、周囲に支障はなく問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

この件についても、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

次に、番号5番について、敷地拡張の案件であります。申請地は、農地法の規定を知らずに、宅地として転用しないまま現在に至っており、現地調査をしましたところ、宅地の一部が農地であることが判明したため是正したい旨、始末書を添付し申請がありました。今後は十分注意し、農地法の遵守に努め、地目変更登記等を速やかに行うということでありましたので、許可基準チェックリストにより現地確認したところ、周囲に支障はなく問題ないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただいま第5地区協議会より、番号3番から5番について報告がありました、ご意見、ご質問等ござりますか。

委員長 なし。

それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので審議を求める。

提出件数は2件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番、細谷町の土地 661 m²、蓄電施設用地として許可を得たが、隣地の事業者からの要望により貸露天駐車場用地として目的変更するものです。

2番、大原町の土地 330 m²、一般住宅用地として許可を得たが、事業計画がなくなり、そこに購入者が現れたため、当該許可の権利を承継

するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委 員

番号1番について、報告いたします。

ただいま事務局のほうから説明がございましたとおり、この案件は令和7年の6月9日に許可が出ておりまして、蓄電施設用地を貸露天駐車場用地としての変更の届出でございます。現地を確認したところ、許可前は、樹木あるいは草等がかなり繁茂しております。それが今きれいに整地されております。非常に周りの環境もよくなつたような状況でございます。利用計画の変更につきましての申請でございますが、当地区協議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。再度のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま第1協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員
議 長

なし。

この件については、許可が令和7年6月9日で、今回申請があつたわけですが、これはちょっと短いので、事務局から、この間の補足説明はありますか。

事 務 局

今回、6月に許可があつて、すぐの変更ということなんですけれども、変更理由に記載のとおりになつてしまつますが、この申請人が自動車整備業を営む隣地の所有者へ計画の説明を行つた際に、元々この事業者の方が、もう手狭で置く場所を探していたということなんですけれども、なかなか前の所有者の方とは交渉が行えない状態だったということで、今回、第三者の方が用地を取得したということで、どうしても場所を使わせてほしいということで、今回の申請人に依頼があつたということです。期間は短いんですけども、緊急性ということで貸してほしいと、事業者の方が今すぐ使いたいということで、許可期間後ということで期間は短いんですけども、すぐに使わせてほしいということでの申請があつたので、このようにちょっと短い期間での申請になっているということになります。

- 議長 ありがとうございました。
それでは採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 12番委員 番号2番について、報告いたします。
当初、一般住宅用地として許可を受けたが資金の都合により計画がなくなったため、権利を継承するものです。チェックリストに基づき調査した結果、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
なし。
- 委員長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は16件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数16件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 327m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 326 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 新道町の土地 275 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 台之郷町の土地 241 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 茂木町の土地 1,047 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

7番 新野町の土地 363 m² 外1筆 計547 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 大鷲町の土地 375 m² 外1筆 計747 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

9番 尾島町の土地 29 m² 外3筆 計1,487 m²、農地区分 第二種、境内地として転用するものです。

10番 亀岡町の土地 886 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

11番 新田中江田町の土地 1,010 m²の内0.4684 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可となります、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。

12番 新田中江田町の土地 945 m²の内0.4684 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可となります、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。

13番 新田小金井町の土地 254 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 新田小金井町の土地 78 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

15番 新田市野井町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 大原町の土地 2,202 m²、農地区分 第二種、建壳分譲住宅用地として転用するものです。

17番 大原町の土地 313 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番、2番について、報告いたします。

1番、2番ともに一般住宅用地(既存集落)ということで借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。チェックリストに基づきまして現地を確認したところ、周辺農地には何ら問題もない場所でございます。特段問題ないと思いますので、許可相当というふうに判断いたしました。

再度のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番 委員

番号3番について、報告いたします。

一般住宅用地、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということなので、チェックリストに基づき現地を確認したところ、周辺の農地への支障もなく許可相当と意見決定しました。

再度の審議のほど、よろしくお願いします。

- 議長 ただいま第1地区協議会より番号1番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員長 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号4番及び5番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番 委員 番号4番、5番について、ご報告いたします。
- 4番は、譲受人は自宅の駐車場が手狭であるため、兄から申請地を取得して駐車場として利用したいとのこと。現地を確認したところ、周囲は農地ではなく、住宅になっているので問題はないかと思います。それと、駐車場以外に使用しないという誓約書も添付されております。
- 番号5番は、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得して太陽光発電を行いたいとのこと。また、譲渡人は高齢で、農業には携わっておらず、後継者も含めて今後農業に従事する人はおらず、申請地が雑草で覆われていて管理もできず行ったところ、土地の有効利用と継続管理を行ってもらえる太陽光発電建設の提案に合意したことです。現地を確認したところ、すごく雑草に覆われていて、ちょっと境も分からぬような状態です。太陽光発電を設置すると草もなくなってきれいになるのでいいと思います。
- いずれも支障がないと思われますので、第2地区では、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、お願いします。
- 議長 ただいま第2地区協議会で番号4番及び5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番及び5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
議 長 全員賛成ですので、番号4番及び5番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号7番及び8番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番 委 員 番号7番について、当地区協議会で調査した結果、譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し自己の住宅を新築したということです。現地を確認したところ、既存集落で、周辺は住宅が建ち並んでおり、農地への支障もなく問題ないので、地区協議会では、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。
- 16番 委 員 番号8番について、報告いたします。
該当地は集落内の唯一残った畠でございまして、周りは空き地もしくは太陽光発電設備の用地になっておりまして、許可相当というふうな結論を得ました。いずれにいたしましても、大鷲町は現在の集落内に非常に太陽光発電設備が設置されておりまして、その一環のような感じがいたしますので、他の農地に対する影響は何もございませんので、第3地区では許可相当という結論に至りました。
よろしくご審議をお願いします。
- 議 長 ただいま第3地区協議会より番号7番及び8番について報告がありましたがご意見、ご質問等ございますか。
議 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番及び8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
議 長 全員賛成ですので、番号7番及び8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号9番及び10番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番 委員

番号9番について、第4地区から報告いたします。
これは先ほど出ました●●●の●●●というお寺なんですけれども、お寺の境内の植樹管理している申請地を、所有者である元の住職より譲り受けたいという申請です。元の住職は、今、●●●のほうに住んでいますので、この植樹してある土地もきれいに管理しております。
番号10番ですけれども、●●●●●●は●●●をしておりますけれども、すぐ隣の農地を譲り受けて、露天駐車場用地として使用したいということになっております。この土地は道路の角地に当たります。農地への支障もないということで、第4地区では許可相当と意見決定しました。
再度、審議をよろしくお願ひします。

議長

ただいま第4地区協議会より番号9番及び10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号9番及び10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号9番及び10番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号11番から15番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番 委員

番号11番と12番を報告いたします。●●●●●●という会社は、太陽光発電事業を営んでおり、下部農地でキャベツを栽培しながら、営農型太陽光発電を行いたいという案件であります。現在、ロータリーがかけてあります、きれいになっています。田んぼそのものは、北側が道路であります日照の問題はないと思われます。何ら問題はないかと思われます。10年の営農計画書もきちんと提出されておりますので問題ないと思われます。第5地区では一応可決となりましたので、よろしくご審議のほうをお願いいたします。

11番と12番、地上権の設定であります。以上です。

9番 委員

続きまして、同じく5地区から番号13、14、15番を報告します。

初めに、13番ですけれども、売買案件です。譲受人は現在借家に住んでおりまして、自分の住宅を新築したいとのことで申請がありました。

チェックリストに基づきまして現地を確認しましたが、周囲も住宅となっており、支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

続きまして、14番ですけれども、やはり売買案件で、譲受人は、現在、水道事業を営んでおりまして、事業の増加に伴い、資材置場が手狭となり、譲渡人と相談し、承諾が得られ、今回の申請となったということです。チェックリストに基づき現地確認をしましたが、申請地の前を歩道つきの県道伊勢崎足利線が走っておりまして、資材置場として利用したいということなので、歩道に資材等が出ないようにコーンやバーを置く等、安全管理に十分注意して、歩行者に支障がないよう十分留意するよう地権者に話しまして了解をもらったところです。場所としてちょっと狭い土地なんですけれども、強戸というか、石橋からずっと西へ来ると県道大間々線バイパスが走っていまして、その50メートルぐらい西か、西の北側に位置する狭い土地なので、十分安全管理は気をつけてくださいよということで話はしておきました。

続きまして15番ですけれども、借受人は現在借家に住んでおり、父親から土地を借り受け自分の住宅を新築したいとの旨申請があり、親も、耕作する人手がないため承諾したとのことで、チェックリストに基づき現地確認をしましたが、周囲には住宅や畠がありますが、特に周囲に支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上3件なんですけれども、併せて再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ただいま第5地区協議会より番号11番から15番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

11番委員

簡単な質問なんですけれども、11番、12番で、太陽光の下でキャベツをやるということなんですか、キャベツは年2作ですか。

1作です。

15番委員

1作なんですか。

11番委員

9月播種というふうになっていました。収穫は4月、5月です。

15番委員

ソーラーの高さっていうのはどんな感じなんですかね。

11番委員

高さまでは見ていないかった。

15番委員

藪塚でも、先日、ソーラーの下の作物の案件をちょっと見てきたんですけれども、やっぱり安定して取れるものを作らないとならないのでちょっと聞いてみました。

- 事務局 事務局から補足なんですけれども、ソーラーの高さは、一番低いところで2.4メートルは取つてあるという予定になっております。
- 11番委員 ありがとうございます。以上です。
- 議長 営農計画上は、10年間どういう感じになっているの。今の11番委員さんの関係で、販売の形で生産できるかどうかということに対して。
- 15番委員 純収入が、粗収入じゃなくて収入は、一反ちょっとで●●●●●と営農計画書に出ています。これは飼料とか引いて、収益が●●●●出ています。
- 事務局 販売については、直売の販売所を持っていらっしゃるので、ここでご自身で販売するというようなことになっておりまして、先ほどの委員さんの説明のとおりではあるんですけども、毎年11月に定植で、4月、5月に春キャベツということで収穫して、10R当たり約4000株が取れるというような計画で、一応8割の収量は目指せるということで計画を立てていただいております。
- 15番委員 播種が9月、定植は11月、収穫は4月、5月となっています。
- 議長 11番委員さん、いいですか。
- 11番委員 ありがとうございます。
- 議長 そのほかご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ないようですので、採決いたします。
- 番号11番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号11番から15番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号16番及び17番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 番号16番について、17番から報告いたします。
道路申請ですが、建売分譲住宅として利用するというものでございます。当該農地周辺の状況ですが、当該地の東、西、北の3方が道路に面

しております、また、南側は宅地に含まれた一角にあります。また、当該地周辺の状況ですが、住宅が連棟しております、家並みを形成している状況の中にある農地であります。地区協議会において検討しましたところ、周辺の農地への支障もないことから許可相当と判断したところでございます。

再度審議をお願いいたします。以上です。

12番委員

番号17番について報告いたします。第6地区チェックリストに基づき調査した結果は、申請地を取得し自己の住宅を建てるので、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただいま第6地区協議会より番号16番及び17番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号16番及び17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号16番及び17番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第6号 令和8年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の設定について審議を求めます。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

それでは、議案第6号 令和8年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書案につきましてご説明させていただきたいと思います。

この意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づきまして、太田市農業の発展のため、魅力ある農業の実現に向け、令和8年度の農業施策の立案等に特段の配慮を賜ることを目的に、太田市に対し意見書を提出するものでございます。

内容につきましては、7つの項目を柱としまして、先日、各地区協議会において説明したとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、

		ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		令和8年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について、賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議 長		全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。
		以上で審議は終了いたしました。
議 長		それでは、報告第1号につきまして、私から報告いたします。 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告についてです。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをいたしましたので報告いたします。以上です。 続いて、第2号から第5号について、事務局よりお願ひします。
事務局		報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、21ページに記載のとおり、1件提出されております。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、22ページから25ページに記載のとおり、17件提出されております。 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、26ページに記載のとおり、3件提出されております。 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、27ページから31ページまで記載のとおり、18件提出されております。 以上、報告させていただきます。
議 長		以上で審議は終了いたしました。
委 議	員 長	報告第2号から第5号につきましてご質問等ございますか。 なし。 以上で第25回定例総会を終了します。

閉会 令和7年8月8日（水）午後2時50分